

亀山市告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和5年4月5日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21661
- 3 路線名 御幸3号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
御幸町字貝戸部318番1地先から御幸町字貝戸部179番2地先まで	旧	191.95	最小	9.00
			最大	23.50
	新	191.95	最小	10.30
			最大	31.90